

福岡国際医療福祉大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福岡国際医療福祉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の目的・教育目標等については、学則第 1 条、ホームページ、キャンパスガイド、履修要項等に具体的かつ簡潔に明文化されている。令和 5(2023)年度に医療学部言語聴覚学科を、また、令和 6(2024)年度には医療学部診療放射線学科を各々開設するなど、社会のニーズに応じた対応を行い、かつ自己点検・評価委員会で適正性を検証し、あるいは理事會に諮るなど、必要に応じて見直し等が行われているとともに、それらに役員、教職員も参画している。また、さまざまな機会で使命・目的及び教育目標は、学内外に周知され、「福岡国際医療福祉大学中期目標・中期計画 -Dream and Hope Challenge 2020-」（以下「中期目標・中期計画」という。）及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも建学の精神、大学の目的等を反映し、かつそれらを達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施し、適切な体制のもとで運用の上、検証が行われており、定員管理に努めている。教職協働による学生への学修支援に関する方針・実施体制等を適切に整備・運営し、オフィスアワー制度を全学的に導入している。障がいのある学生への適切な配慮・支援、中途退学、休学等への対策も適切に行っている。キャリア教育のための支援体制及び就職・進学に関する相談・助言体制を整備し、適切に運用している。学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援のほか、学生への経済的支援等を適切に行っている。校地、運動場、校舎等の施設・設備を適切に整備し、有効活用している。適切な規模の図書館には、十分な学術情報資料を備え、ICT（情報通信技術）環境も適切に整備している。バリアフリー等の利便性にも配慮し、学生生活等に対する学生の意見等をくみ上げるシステムも適切に整備し、改善に努めている。

〈優れた点〉

○学長が主体的に各学科の代表学生との意見交換の場を設け、学修環境の改善を計画的かつ着実に進めていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、履修要項、ホームページ等で周知し

ている。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の適用について、学則、授業科目履修規程及び教務内規で明確に示している。カリキュラム・ポリシーは履修要項、ホームページ等で周知され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保し、教育課程を体系的に編成・実施している。シラバスを適切に整備し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育を適切に実施し、授業内容・方法も工夫している。FD・SD推進委員会の設置など、教授方法の改善を進めるための組織を整備し、運用している。授業評価アンケートや学修行動調査等を実施し、IR推進室での収集・分析後、学生にフィードバックするなど、多様な尺度・測定方法等に基づき学修成果は点検・評価され、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準4. 教員・職員」について

関係規則等に基づき副学長を配置するなど、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備し、使命・目的達成のための教学マネジメントも構築している。また、学長自らが重点項目7か条を定め、各種方針と中期目標・中期計画を点検しながら職務を執行し、教育研究上の重要事項の判断では、教授会の意見と各種委員会で審議された内容に基づき判断していることから、教授会等の組織上の位置付け及び役割は明確になっており、かつ機能している。設置基準に基づく必要教員は確保され、採用・昇任に関する規則等を定め、適切に運営している。FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)、その他教員研修は、ガイドラインに基づき組織的に実施し、大学教職員として必要な資質・能力の向上に努めるとともに、見直しも行っている。機器備品類の整備、学会活動支援など快適な研究環境を整備し、研究倫理についても行動規範等を定め、厳正に運用している。研究活動への資源配分に関する規則を整備し、物的及び人的支援を行い、外部資金獲得にも積極的に努めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則を定め、組織倫理の確立と法令遵守を図り、経営の規律と誠実性を維持している。人権保護、ハラスメント防止、危機管理についても、必要な規則を適切に整備した上で、教職員及び学生への啓発活動を積極的に取り組んでいる。

理事会は、関係規則に基づき常任理事会との役割・権限を明確にし、適切に運用しており、意思決定においても法人及び大学の各管理運営機関の円滑化を図り、経営課題への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制を確立し、機能させている。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の意見をくみ上げるシステムを整備している。外部資金獲得にも積極的に努め、財務基盤の安定に寄与している。会計処理は、学校法人会計基準等にのっとり、適正に実施し、かつ公認会計士による会計監査を厳正に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制も整備され、かつ責任体制も明確になっている。エビデンスに基づいた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価、あるいは第三者評価機関による分野別の自己点検・評価等を継続的に実施し、その結果をホームページ等にて学内外に公表している。また、三つのポリシーを起点とし

た内部質保証が行われ、その結果を教育の改善・向上に反映している。併せて、中期目標・中期計画の達成度に関する自己点検・評価を毎年度実施するなど、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証のための PDCA サイクルの機能強化に努めている。

総じて、大学は、理事長、学長、副学長をはじめとした幹部教員が中心となり、教学マネジメント及び経営管理を含めた内部質保証体制を構築している。また、大学の使命・目的を具現化するため、関連組織である国際医療福祉大学・高邦会グループの関連施設と連携を図りながら、スケールメリットを生かした教育研究等を展開している。

学則に掲げる国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成するため、海外研修を必修科目として取入れ、グローバルな視野で新しい時代の変化に対応するなど、質の高い高等教育機関として広く地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際性」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的は、学則に定め、更に教育目標等を設定し、ホームページ、キャンパスガイド、履修要項等に具体的かつ簡潔に明文化している。教育目標のキーワードとして「チームワーク」「専門性」「国際性」「人格形成」「実践力」の五つを掲げ、それらを三つのポリシーに連動させた形で特色ある教育を展開している。令和 5(2023)年度に医療学部言語聴覚学科を、また、令和 6(2024)年度には医療学部診療放射線学科の開設など、社会情勢等に応じた対応を行い、また、自己点検・評価委員会での適正性の検証、あるいは理事会にて

議題として諮るなど、必要に応じた使命・目的及び教育目標の見直し等を行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

新任役員及び教職員に対して「着任オリエンテーション」を実施し、使命・目的と教育目標等を説明するとともに、教職員に対して定期的に「学長メッセージ」を学内配信するなど、役員、教職員の理解と支持を得るための取組みが行われている。

使命・目的及び教育目標は、ホームページやキャンパスガイド等で学内外に周知されている。

中期目標・中期計画に基づき学内組織で役割を分担し、取組みを進めていることから、使命・目的及び教育目標は中長期的な計画に反映され、三つのポリシーにも反映している。

使命・目的及び教育目標を達成するために必要な教育研究組織は整備されており、かつ管理運営委員会で学則・組織・施設・学生の身分等に関する重要事項を審議している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、学生や社会に向けてホームページ、学生募集要項等に掲載の上、オープンキャンパスなどの行事等において、適切に周知している。また、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜を公正かつ妥当な方

法で実施し、適切な体制のもとで運用及び検証を行っている。入学定員及び収容定員に基づき、在籍学生数を適切に維持している。加えて、入学者選抜プロセスの透明性を確保し、入学者の多様性を考慮した受入れを実現している。これらの取組みにより、教育目標を反映した学生受入れ体制を整備している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援について、方針・計画・実施体制が適切に整備・運営されており、オフィスアワー制度が全学的に導入されている。また、障がいのある学生に対しても配慮し、必要な支援を提供している。中途退学、休学、留年への対策は、IR 推進室が入試成績や入学後の成績を分析することで講じられている。加えて、委員会構成においては、基本的に事務職員 1 人以上を配置する方針で運営している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップをはじめとするキャリア教育のための支援体制を整備している。学生が社会的・職業的自立を目指せるよう、体系的なキャリア教育プログラムを提供している。また、就職や進学に関する相談・助言体制を整備し、個別対応を実施している。加えて、関連機関との連携のもと、学生が現場を体験できる機会を積極的に提供している。これらの取組みにより、学生の社会的・職業的自立を支援する環境を適切に運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導のための組織を設置し、学生の心身の健康相談や心的支援、

生活相談、課外活動支援など、多岐にわたるサービスを組織的かつ適切に提供している。また、奨学金をはじめとする経済的な支援も充実させている。教育後援会は、課外活動支援に加え、貸与型奨学金の原資確保や関連病院での医療費補助を実施しており、この医療費補助は、入院費や外来費も対象としている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、これらを有効に活用している。施設・設備は、バリアフリー化されており、障がいのある学生にとっても利便性が高いものとなっている。また、快適な学修環境を整えるとともに、ICT 環境も整備し、コンピュータなどの利用が可能な環境を提供している。図書館は、十分な学術情報資料を備え、適切な規模を有しており、開館時間を含め、学生が快適に利用できる体制が整っている。クラスサイズは、教育効果を十分に発揮できる人数に設定されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見や要望を把握するためのシステムを適切に整備している。これにより、定期的にアンケートやヒアリングを実施し、多様な学生の声を集めて分析している。その結果をもとに、学修支援体制の改善や学生生活における具体的なサポート施策の立案・実行を行っている。心身の健康相談や経済的支援が充実しており、学生が安心して学べる環境を構築している。また、学修環境の充実に向けて施設や設備の改修・整備を適切に進めている。これらの取組みにより、学生が満足できる学修支援と生活環境の提供に努めている。

〈優れた点〉

○学長が主体的に各学科の代表学生との意見交換の場を設け、学修環境の改善を計画的かつ着実に進めていることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

五つの教育目標に「チームワーク」「専門性」「国際性」「人格形成」「実践力」を掲げ、それらを踏まえたディプロマ・ポリシーが大学及び学科ごとに策定され、履修要項、ホームページで周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、学則、授業科目履修規程及び教務内規で定め、履修要項で学生に周知している。また、成績評価基準を明示の上、GPA(Grade Point Average)を活用した成績評価を行い、学位を授与する過程を周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、厳正かつ適切に運用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び学科ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、履修要項、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されており、自己点検・評価委員会により、その点検を行っている。

「シラバス作成のガイドライン」に基づき、全学的に統一したシラバスが作成されており、その中でカリキュラム・ポリシーとの関連性を示す項目もあり、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成が成されている。全学科共通で「総合教育科目」を設け、教養教育として六つの系統を設置している。

授業内容・方法にアクティブ・ラーニング等を取入れるなどの工夫を全学的に行うとともに、各科目のシラバスにおいて授業形態を明示している。また、FD・SD推進委員会により、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のため、教員研修会が開催されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーに定める各評価指標に基づき、点検・評価し、各種委員会、IR推進室、自己点検・評価委員会等において定期的に確認している。また、学生の技能達成状況確認のため、CBT・OSCE(Objective Structured Clinical Examination)を実施している。

全科目を対象とした授業評価アンケートは、その結果を科目担当教員にフィードバックした上で、各学部長、学科長にもアンケート結果を共有し、分析・レビューするとともに、必要に応じて科目担当教員に指導するなど、授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善等に活用している。また、令和 5(2023)年度の卒業生から、学修成果の可視化を目的としたディプロマ・サプリメントの発行・配付をしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のための体制として副学長を配置するとともに、管理運営委員会、学部長・学科長会議、教育研究戦略会議を設け、それぞれの役割を明確にし、その体制を整備している。また、学長自らが重点項目 7 か条を定め、各種方針と中期目標・中期計画を点検しながら職務を執行している。加えて、教育研究上の重要事項については、教授会又は代表者会議の意見聴取と各種委員会において、審議された内容に基づいて学長が決定している。これらの運営には、適切な権限の分散を図るとともに、責任の明確化に努め、適正な教職員の配置によって教職協働のもと実施されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標及び教育課程に即した教員の確保が成され、採用・昇任基準においては、「福岡国際医療福祉大学教育職員の職制及び任免に関する規程」を定め「福岡国際医療福祉大学人事委員会規程」にのっとり、適切に採用・昇任、配置が行われている。また、教員は、「教育研究活動報告書」「授業評価結果」などを活用した自己評価とともに、それらを活用した組織的な人事評価が実施されている。FD、その他教員研修においても「福岡国際医療福祉大学における FD の推進に関する基本方針」を定め、全学的な取組みが行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の研修体制として、「福岡国際医療福祉大学教職員の人材育成の目標・方針」に沿っ

て、学内研修のみならず学外の研修への積極的な参加を促すなど、大学職員として必要な資質・能力の向上に努めている。事務職員においては、大学独自の「事務試験」を定期的に行い、基本的な知識の確認も実施されている。特に、新人研修では、医療従事者を育成する教育機関として、関連するグループ施設の医療機関、福祉施設等を活用した研修やグループの他の法人職員を含めた研修を実施するなど工夫をしている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援においては、快適な研究環境を整備するように努めており、研究スペースの確保、機器備品類の整備、学会活動支援等も適切に実施されている。研究倫理においても「福岡国際医療福祉大学研究活動に関する行動規範」を定めるとともに利益相反管理、倫理委員会による研究計画の審査も実施されている。研究活動への資源の配分では、学内研究費をはじめ、学科予算等により適切な配分が行われている。また、学外研究費獲得のため、教職員等の研究の立案・実施に関する相談の窓口として、グラントアドバイザーを設けるなど積極的な外部資金の獲得にも努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする法人の諸規則にのっとり、明確なビジョン・方針に基づく誠実性のある運営が行われている。使命・目的を実現するため、中期目標・中期計画を策定し、当該計画に基づき毎年度、予算を編成・執行し、その達成に向けて継続的な努力をしてい

る。公益通報、危機管理等組織倫理に関する必要な規則を定め、新型コロナウイルス感染症拡大時に危機管理規程に基づき、迅速に対策本部を設置するなど適切な運営が行われている。人権への配慮に当たり、ハラスメント対応として、教職員・学生への研修等による発生防止対策の啓発活動が積極的に取組まれている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人における最高意思決定機関として、理事会が明確に位置付けられており、構成員である理事の選任、理事長の選任等においても規則に基づく適正な運用が行われている。理事会で決議することが規定されている予算、決算、事業計画等については、理事の良好な出席状況のもと適宜適切に審議が行われ、決議されている。また、理事長、副理事長、専務理事等を構成員とする常任理事会を設け、その役割、権限を明確に示すことにより、機動的な意思決定が可能な体制を整備し、運用している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の管理運営機関である管理運営委員会を設置し、その構成員として常任理事会メンバーである法人役員を複数含むことにより、大学・法人間の意思疎通の円滑化を図り、経営課題への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制を確立し、機能させている。学長が自ら教職員からの提案等を適宜ヒアリングする機会も設けられている。監事は、理事会、評議員会のみならず、大学の管理運営の重要事項を審議する管理運営委員会にもオブザーバーとして出席するなど、大学運営に関するチェックも行っている。加えて、毎会計年度、理事会、評議員会において会計監査報告を適正に行っているほか、年度の計画に基づいた業務監査を実施している。評議員会については、諮問等が必要な事項について適切に付議されており、評議員の出席状況も含めて適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年の大学開学以来、安定的に学生を確保しており、完成年度を迎えた令和 4(2022)年度以降も収容定員を充足している。これによる学生生徒等納付金収入及びこの間継続して受入れてきた寄付金収入が寄与することにより、安定した財務状況を維持している。

公的機関からの補助金等の外部資金も積極的に獲得を図っており、財務基盤の安定に寄与している。また、中期目標・中期計画に基づく新学科設置後の学年進行による収入増加に伴い、人件費比率等が大幅に改善している。金融資産の運用については、預金等による安全かつ確実な方法で運用されている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準にのっとり適正な会計処理を実施するための必要な経理に関する規程は適正に整備されている。また、予算執行は、厳格な手続きのもとに行われており、加えて、期中の予算と実績とのかい離を踏まえ、例年、補正予算を作成し、理事会、評議員会に諮るなど、コスト管理面でも堅実な運営を行っている。決算時の会計監査は、公認会計士の監査、監事による会計監査が適正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針」にて内部質保証に関する全学的な方針は、明示されている。

「福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針」を基軸とし、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進体制を構築し、全学的な質の向上を目指している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として大学質保証推進委員会を、また、自己点検・評価の実施を担う組織として自己点検・評価委員会を学長のもとに各々設置しているなど、内部質保証のための恒常的な組織体制は整備され、かつ責任体制も明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

エビデンスに基づいた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価、あるいは一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による適合認定のほか、第三者評価機関による分野別の自己点検・評価等を実施していることから、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は行われている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価結果は、ホームページ等を活用し、学内及び社会へ公表している。

IR 推進室にて学生の入学時の成績から在学中の学業成績、留年、退学者の成績推移等の分析を行い、加えて、学部・学科、教務委員会等、各種委員会及び事務局組織が連携していることから、現状把握のための十分な調査・データの収集・分析を行う体制は整備されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の実現に向け、アセスメント・ポリシーを定め、適切に運用が成されているかを確認するため、各種委員会、IR 推進室、自己点検・評価委員会等において、評価指標を用いた定期的な確認が行われている。また、その検証の結果を教育改善・向上に反映している。

令和 2(2020)年に策定した中期目標・中期計画の達成度に関する自己点検・評価を毎年度実施するなど、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証のための PDCA サイクルの更なる機能強化に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際性

A-1. 特色ある国際交流

- A-1-① 海外研修プログラムの更なる充実
- A-1-② 協定校からの短期研修受入プログラムの充実
- A-1-③ 国際セミナー等の国際交流

【概評】

海外研修を全学生の必修科目に位置付けていることは、高い成果を挙げている。「講義・演習・実習」の構成で、海外の医療福祉を体験できるプログラムとなっており、大学の設置学科に対応した工夫が行われている。受講や見学にとどまらず、学生が主体的に関われるプログラムの検討を期待したい。今後、学生の経済的負担の軽減のために、学内外の奨学金制度の導入なども検討されたい。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後、韓国の協定校からの研修の受入れを実現させ、今後も継続的な交流を計画しており、国際性をより高める意欲が認められる。

開学時に国際セミナーを開催し、学生を参加させるなど、学生が国際性を身に付ける機会を設けている。それ以降の開催はないものの、今後開催に向けての検討を行い、継続的に実施していくことを期待する。

令和 5(2023)・6(2024)年において、5 学科の教員がそれぞれ複数回、海外での国際学会や学術大会に参加しており、教員の国際的な活躍が目覚ましい。若手教員においては、国内での国際学会に参加する機会を各学科で設け、いずれ海外での国際学会で発表するための支援を行っている。全学的に教員の国際性を高める志向にあって、特に看護学科では、海外での実践活動が豊富な教員を多く採用している。それらの取組みが学生の国際性を豊かにする教育に反映されることが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症が発生した直後、本学では、福岡国際医療福祉大学危機管理規程に基づき、福岡国際医療福祉大学危機対策本部に学長を統括者とした「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置し、令和2（2020）年2月28日を第1回とし、延べ約80回の会議開催を重ねた。本会議において「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」を定め、同指針のもと感染状況の把握及び緊急事態宣言の発出等に伴う対応について検討実施してきた。

本チームが中心となって、学内や地域における感染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組むべく、遠隔授業、遠隔授業と対面授業のハイブリッド、対面授業の3つの形態を実施し、全学を挙げて授業に必要な時間数を確保し教育の質の低下を防ぐことに尽力した。遠隔授業の実施にあたっては、全教員が対応できるようICT環境の整備と充実を図り、教務委員会と情報教育委員会（現在の情報委員会）が協同してシステムマニュアルの作成や講習会を実施し、教員間のサポート体制の構築を行った。国家資格等の取得に係る臨地実習においても、文部科学省及び厚生労働省をはじめとする関係機関の指導及び通知に基づき、教務委員会と臨床教育実習委員会（現在の臨地実習委員会）が実施期間の短縮や代替措置等に係る検討実施を行い、また国際医療福祉大学・高邦会グループの医療福祉施設における実習受入れ等の協力により、学びの環境を確保することができた。

併せて、本学は医療従事者を育成する大学として新型コロナワクチン接種にいち早く取り組み、本学教職員が一丸となって大学拠点接種を実施した。本学学生・教職員のみならず、その家族や地域住民、近隣の企業や教育機関の学生及び教職員等を対象として令和3（2021）年7月7日から令和4（2022）年8月9日の期間において総計5,566人へのワクチン接種を行い、新型コロナワクチン接種率向上に貢献した。